

令和 8 年 8 月 28 日

徳山下松港で「海上からの呼びかけ運動」を行います 9 月は「船員労働安全衛生月間」です

国土交通省では、毎年 9 月を「船員労働安全衛生月間」として定め、9 月 1 日から 9 月 30 日までの 1 ヶ月間、船員災害防止協会等の関係機関と連携し集中的に、船員の労働災害や疾病を防止する活動を行っています。

山口運輸支局においては 9 月 1 日（火）に徳山下松港内へ停泊中の船舶に対して船員災害防止の啓発活動の一環として「海上からの呼びかけ運動」を実施します。（別紙 1）

月間の期間中には支局職員及び協会の訪船指導員が船舶を訪問し安全衛生指導を行うほか、船員災害防止大会を開催する等、様々な活動を計画しています。

官民一丸となって船員災害の減少に向けて活動することにより、安全で魅力ある職場づくり・船員の確保育成につなげて参ります。



【船員労働安全衛生月間とは】

海上における船員労働安全衛生思想の普及、船舶所有者及び船員による自主的な安全衛生活動の促進等により船員災害の防止を図ることを目的として昭和 32 年度から毎年実施しています。

【令和 8 年度重点事項】

- | | |
|-------------------------|------------------------|
| ① 作業時を中心とした死傷災害防止対策 | ⑦ ハラスメントの防止とメンタルヘルスの確保 |
| ② 海中転落・海難による死亡災害防止対策 | ⑧ IT を活用した健康管理等の推進 |
| ③ 漁船における死傷災害防止対策 | ⑨ 熱中症予防対策 |
| ④ 船舶の設備等ハード面での安全対策の推進 | ⑩ その他の健康管理上の取組 |
| ⑤ 船員の健康確保対策 | ⑪ 年齢構成を踏まえた死傷災害及び疾病対策 |
| ⑥ 新型コロナウイルス感染症等の感染症予防対策 | ⑫ その他の安全衛生対策 |

※現場取材を希望される場合は、**8 月 31 日（月）15 時までに**下記の問合せ先に御連絡いただくか、別紙 2 の取材登録票に必要事項を記載のうえ、メールにてお申し込みください。

問合せ先：

中国運輸局 山口運輸支局（徳山庁舎）

担当：新谷・吉岡・近藤

[TEL:0834-21-0180](tel:0834-21-0180)（直通）

海上からの呼びかけ運動

令和 8 年度（第 70 回）船員労働安全衛生月間行事

1. 目 的

月間の横断幕を掲示した交通艇に関係者が乗船し、徳山下松港のうち、徳山地区及び新南陽地区港内を巡回し、入港中の船舶の乗組員に対して月間スローガン（耳で確認目で確認 指差し呼称で更なる安全）の周知、災害の防止、安全衛生の推進についての呼びかけを実施する。

2. 主 催 者

船員災害防止協会中国支部徳山地区支部、山口県東部船員安全衛生協議会、中国運輸局山口運輸支局

3. 実施日時

令和 8 年 9 月 1 日（火） 9:00 ～ 11:00 （9:00 旧徳山税関棧橋出航）

※報道関係者は 8:45 までに旧徳山税関棧橋に集合願います。

4. 実施方法等

（１）徳山通船（株）の交通艇に乗船し、徳山下松港のうち徳山地区及び新南陽地区港内を巡回する。交通艇の両舷に月間の横断幕を掲示し、入港船舶の乗組員に対して災害防止を呼び掛ける（録音放送を利用予定）。

（２）平野埠頭に停泊中の船舶 1 隻を訪船して、月間を周知するとともに、乗組員に花束贈呈及びパンフレット等の配布を行う。

（３）巡回経路 （※ルートは当日変更する可能性あり。出発場所は変更なし）

旧徳山税関棧橋 出港（9:00）→（株）トクヤマ → 日新製鋼 → 東ソー（平野岸壁または雑貨棧橋 1 号）花束贈呈（9:30～9:45） → 岩島 → 杵島 → 日本精蠟株式会社トクヤマ工場 → 出光興産 → 晴海埠頭 → 旧徳山税関棧橋 着（11:00）



【集合場所】徳山港湾合同庁舎 横の棧橋

【駐車場】↓ 合同庁舎 来局用



取材登録票

会社名：

支局名：

代表取材者氏名	連絡先（携帯番号）
E-mail アドレス	
取材者氏名	属性 (記者、ムービー（カメラマン、アシスタント）、スチールカメラマン他)

申 込 〆 切：令和 8 年 8 月 31 日（月）15 時

メールあて先：cgt-tokuyama-senintantou★gxb.mlit.go.jp

（★を@に変更して送信してください。）